

# 電話通話の録音について

令和6年8月3日から当公社と外部の電話通話を一律に録音します。

## 目 的

- 1 通話における事実確認
- 2 業務の公正かつ適正な執行の確保
- 3 不当要求行為等の防止及び排除

## 運用開始日

令和6年8月3日（土曜日）

## 通話録音

当公社と外部の電話通話について、電話交換機に付帯している通話録音装置により録音します。

当公社に電話をかけると、通話を録音するアナウンスの後、録音を開始します。

なお、当公社から発信した場合には、アナウンスは流れませんが、録音は開始されます。

## 通話録音データの取扱い

通話録音データについては、個人情報保護に関する法律を遵守します。

また、通話録音データの提供は、次に掲げる場合を除いて行いません。

- 1 捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提出を求められた場合
- 2 人の生命、財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められた場合
- 3 法令に基づき文書により提供を求められた場合
- 4 通話録音装置設置の目的を達成するために必要であると公社が認める場合